

公職選挙法の一部を改正する法律の概要

1 選挙区制度の改革(4県2合区を含む10増10減)

(1) 定数の削減

長野県 (2人区→1人区)
宮城県 (2人区→1人区)
新潟県 (2人区→1人区)

(2) 合区

鳥取県及び島根県
徳島県及び高知県

(3) 定数の増加

兵庫県 (2人区→3人区)
北海道 (2人区→3人区)
東京都 (5人区→6人区)
福岡県 (2人区→3人区)
愛知県 (3人区→4人区)

これによって、一票の較差は、4.75倍 ⇨ 2.97倍に縮小

【別表第3】

2 選挙運動

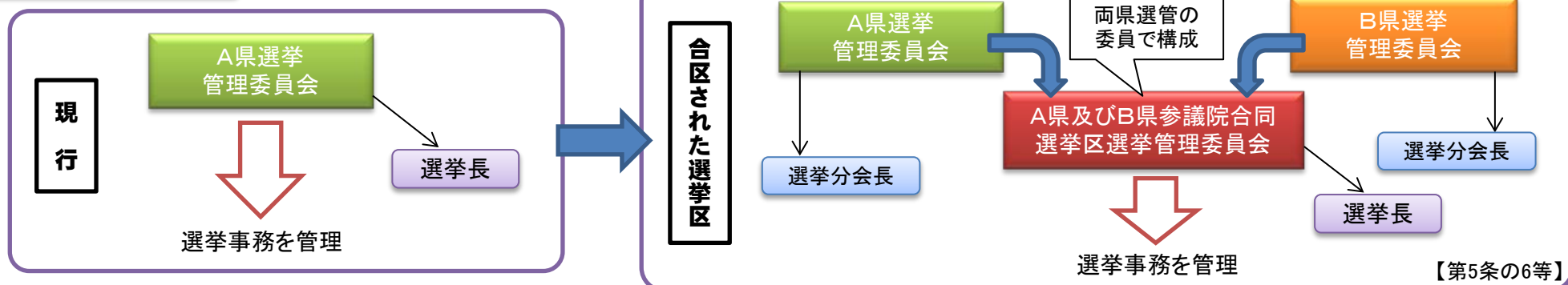
合区された選挙区について、次のような特例を規定(一般の選挙区の2倍)

*1…政令で最大10か所(一般の選挙区は、5か所)まで増加可能

		合区された選挙区	一般の選挙区			合区された選挙区	一般の選挙区
選挙事務所の数	【第131条】	2 ^{*1}	1 ^{*1}	標旗の交付数	【第164条の5】	2	1
自動車・船舶・拡声機の数	【第141条】	2	1	特殊乗車券の交付数	【第176条】	30	15
新聞広告の回数	【第149条】	10	5	推薦演説会の回数	【第201条の4】	8	4
同時に開催できる演説会数	【第164条の2】	10	5	補欠選挙等における確認団体の自動車の台数	【第201条の7】	2	1

※弁当の数、通常葉書の枚数及び選挙運動用ビラの枚数については、一般の選挙区と同じ計算式による(合区により選挙区内の小選挙区数等が増えることにより増加)。

3 管理執行体制



【第5条の6等】